

兵庫県公報

平成29年9月22日 金曜日 第2937号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（生活支援課）	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更及び廃止の届出（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）	4
○土地改良区の設立認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	4
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	5
○平成8年兵庫県告示第373号（主要農作物奨励品種等の指定）の一部改正（農産園芸課）	5
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	6
○同上（同）	6
○道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	6
○道路の区域の変更及び供用開始（同）	7

告 示

兵庫県告示第844号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年9月22日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
おかもと歯科クリニック	明石市大久保町ゆりのき通2-2-1 AKASAKA HILLS 3階	平成29年4月1日
さやま薬局	同 市大久保町駅前1-18-17 FAME102	同
新丸クリニック	同 市二見町西二見駅前4-3	平成29年5月1日
薬局マツモトキョシンピオレ明石店	同 市大明石町1-1-23 ピオレ明石西館1階	同
しばはら整形外科スポーツ関節クリニック	同 市魚住町錦が丘4-5-1 駅前NSビル2階	平成29年6月1日
イオン薬局伊丹昆陽店	伊丹市池尻4-1-1 イオン伊丹昆陽店1階	同 年4月27日
田中あかちゃんこどもクリニック	同 市行基町1-107 伊丹行基町医療モール2階	同 年5月1日

本田医院	同 市御願塚1—5—20	同
オレンジ薬局北伊丹店	同 市北伊丹8—251—1 ルミエール北伊丹102号室	同
瞳クリニック	相生市那波南本町5—19	同
ひろ歯科医院	加古川市平岡町土山1220—1	同
かわとう整形外科	宝塚市山本東2—7—12 MS山本東ビル3階	平成29年6月1日
きじま皮フ科クリニック	同 市逆瀬川1—2—1 アピア1 4階	同
ハートンベア薬局アピア店	同 上	同
やすもと内科クリニック	宝塚市旭町1—18—23—2	同
フォーユー薬局宝塚店	同 市旭町1—18—23—1	同
みらい歯科クリニック	三木市志染町広野1—166	平成29年5月1日
ミート歯科	高砂市曾根町2243—1	同
いまだ内科クリニック	三田市武庫が丘7—7—4	同
たなか歯科医院	同 市あかしあ台1—52—2	同
初田歯科医院	加西市朝妻町1218—18	平成28年4月1日
公立八鹿病院	養父市八鹿町八鹿1878—1	同 年6月1日
よつば訪問看護ステーション	加東市下久米1344—1	平成29年5月30日
ウエルシア薬局神崎神河店	神崎郡神河町粟賀町357—2	同 年6月1日
訪問看護ステーションいなほ	揖保郡太子町佐用岡965—3	同 年4月1日
医療法人社団若草会河原クリニック	赤穂郡上郡町竹万2167	同 年5月1日
なみ歯科クリニック	美方郡香美町香住区森291—1	同 月25日



兵庫県告示第845号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があった。

平成29年9月22日

兵庫県知事 井戸 敏三

廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
新丸クリニック	明石市二見町西二見駅前4—3
協栄薬局大久保店	同 市大久保町駅前1—18—17—102
本田医院	伊丹市御願塚1—5—20
田中あかちゃんこどもクリニック	同 市行基町1—107 伊丹行基町医療モール2階
フロンティア薬局北伊丹店	同 市北伊丹8—251—1—102

イオン薬局伊丹昆陽店	同 市池尻 4—1—1 イオン伊丹昆陽店 1階
瞳クリニック	相生市那波南本町 5—19
池村内科医院	加古川市平岡町新在家402
みらい歯科クリニック	三木市志染町広野 1—166
ミート歯科	高砂市曾根町2243—1
いまだ内科クリニック	三田市武庫が丘 7—7—4 エムズⅡビル 2階
松岡産婦人科クリニック	神崎郡福崎町西田原1149—1
河原クリニック	赤穂郡上郡町竹万2167



兵庫県告示第846号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年 9月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
新丸クリニック	明石市二見町西二見駅前4—3	新 丸 博 志	明石市二見町西二見駅前4—3	平成29年4月1日
明石二見居宅介護支援事業所ラガール	同 市二見町西二見685—8	社会福祉法人弘道福祉会	大阪府守口市佐太中町6—17—33	同 年5月1日
コトブキケアサービス	洲本市桑間274—1	株式会社チロル	洲本市桑間274—1	同 年4月1日
イオン薬局赤穂店	赤穂市中広字別所55—3	イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬 1—5—1	同 年6月1日



兵庫県告示第847号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更及び廃止の届出があった。

平成29年 9月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
明石市社会福祉協議会地域包括支援センター西部事業所	明石市大久保町八木743—33	社会福祉法人明石市社会福祉協議会	明石市貴崎 1—5—13	事業所名称・開設者名称

訪問看護ステーション美そら	豊岡市森73-3	株式会社ラッキーシーダーズ	豊岡市出石町安良214-8	所在地
デイサービスなないろ館	加古川市別府町新野辺北町5-121-2	一般社団法人なないろ館	加古川市別府町新野辺北町5-121-2	同 上
株式会社ゴトウ・アズ・プランニング加古川営業所	同 市加古川町大野字宮西105-1	株式会社ゴトウ・アズ・プランニング	姫路市豊富町御蔭500-93	同 上
尾上の郷指定居宅介護支援事業所	同 市尾上町池田830-1	社会福祉法人太子福祉会	加古川市尾上町池田830-1	同 上
合同会社ピアサポートこがめ	宝塚市亀井町9-71	合同会社ピアサポートこがめ	宝塚市亀井町9-71	同 上

2 廃止の届出があった指定介護機関

名 称	所在地	開設者	開設者所在地
デイサービスセンター二見の家	明石市二見町西二見駅前2-56	医療法人伯鳳会	赤穂市惣門町52-6
新丸クリニック	同 市二見町西二見駅前4-3	新 丸 博 志	明石市二見町西二見駅前4-3
ホワイト薬局	伊丹市中央2-1-9	有限会社ホワイト企画	伊丹市中央4-4-12



兵庫県告示第848号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成29年 9月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定施術機関

名 称	住 所	施術所	所在地	指定年月日
岩 佐 剛	神戸市垂水区名谷町字猿倉301-20	いわさ整体整骨院	明石市松が丘2-3-3 コムボックス明舞204号室	平成29年 5月23日
廣 内 晋 也	明石市魚住町西岡449-2 谷口マンション301号	涼接骨院	同 市魚住町西岡449-2 谷口文化1階	同 年 6月 1日
多 喜 英 子	川西市清和台西2-4-18	KE i R O W伊丹ステーション	伊丹市荒牧6-18-1-101	同 月12日
浅 田 健 勝	大阪府和泉市いぶき野5-3-4-302	ふくろう整骨院	宝塚市中山寺1-14-22	同 月 1日



兵庫県告示第849号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第1項の規定により、次の土地改良区の設立認可申請については、

平成29年9月8日に適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して申し出ることができる。

平成29年9月22日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
塔下土地改良区	県営土地改良事業により造成された施設の維持管理事業	塔下地区	平成29年9月22日から 同年10月12日まで	洲本市役所



兵庫県告示第850号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成29年9月22日

兵庫県知事 井戸敏三

東播用水土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	北條英幸	明石市太寺4丁目4番46号

就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	豊島まゆみ	明石市大久保町高丘3丁目24番地の5



兵庫県告示第851号

平成8年兵庫県告示第373号（主要農作物奨励品種等の指定）の一部を次のように改正し、平成29年10月1日から施行する。

平成29年9月22日

兵庫県知事 井戸敏三

1の表麦類の款中

「

麦類	基幹奨励品種	小麦	シロガネコムギ
	特定奨励品種	六条大麦	シュンライ
	認定品種	小麦	ふくほのか、ゆめちから

」

を

「

麦類	基幹奨励品種	小麦	シロガネコムギ
	特定奨励品種	小麦	せときらら
		六条大麦	シュンライ
認定品種	小麦	ふくほのか、ゆめちから	

」

に改める。



兵庫県告示第852号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成29年 9月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町末広字樋ノ内1853の88から1853の91まで
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第853号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成29年 9月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
佐用郡佐用町大畠字四十田589の67、589の70から589の72まで、589の86、589の91、589の95、589の97、589の98、589の66・589の68・589の69 (以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字四十田589の66・589の68・589の69・589の71・589の72 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第854号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年9月22日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。
その関係図面は、平成29年9月22日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年 9月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 松帆八木線	南あわじ市八木野原字赤岸116番4から 同 市八木野原字赤岸71番1まで	旧	10.0から 20.0まで	34.0	
		新	10.0から 27.0まで	34.0	



兵庫県告示第855号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年9月22日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年9月22日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月22日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 明石高砂線	高砂市高砂町字藍屋町1690番93から 同 市高砂町字藍屋町1690番104まで	旧	11.0から 35.0まで	70.0	
		新	14.0から 42.0まで	70.0	